

神のおとずれ

日本聖公会 神戸教区報



2018年
7月号

発行所
神戸教区事務所
TEL 078(351)5469
FAX 078(382)1095
<http://www.nskk.org/kobe/>

発行責任者
司祭 小南 晃

印刷所
文明堂印刷所

召命としての結婚

執事 デオヌシオ 遠藤 雅己



米国聖公会の『結婚に関する研究の報告書』の邦訳(抄訳)を読みました。米国聖公会は、既に2015年の総会で「同性婚」を認める決議をしています。この『報告書』は、2015年の総会に公的研究報告として提出されたものです。この『報告書』を翻訳したのは、日本聖公会神学教理委員会です。日本社会でも「同

性婚」の問題が顕在化し始めており、近い将来日本聖公会も「同性婚」の問題に対応しなければならぬ時が来て、「結婚」(聖婚)の神学的意味を再検討する必要があることを見越した翻訳であったことでしょう。各教会で日々「結婚式」を求める人々に対応している司祭や信徒役員の方々。あるいは、結婚に関するより実践的な論議を必要としているという意味で、この『報告書』の内容は余りにも抽象的と思われるかもしれませんが、それでも『報告書』の内容は、大方の予想

に反して、「同性婚」を神学的に正当化する言説で埋め尽くされていくものではなく、極めて慎重に聖書的、教理的、歴史的、牧会的、社会的立場から結婚のキリスト教的意義について、多数の聖職、信徒に受け入れられる方法で検証したものだと言えます。聖書の枠組みを論じる第二論文では、旧約聖書の創世記第二章から、結婚に関連する律法(申命記第22章、レビ記第20章、サムエル記上第1章他)を考察し、それとの関連で新約聖書の牧会書簡に触れます。しかし、ここでの結婚と関連する律法や倫理は、「移ろいやすい」社会的慣習と関連して変化し、また多様であることを見出します。「両性婚」と言う律法についてすら、歴史的にそれに反する実態が存在し、

多くのキリスト教社会で男女間の結婚を正当としていたとしても、「同性婚」はそのどの時代にも実際に存在した事実も重く、やはり「両性婚」の否定が「変わることがない」(普遍性がある)とまでは言いきれないとしています。この点は理解できても、すつと胸に納まらない方は多いでしょう。それでは「結婚」について変わらないキリスト教的意味は、一体どこにあるのでしょうか。この『報告』では、最後に「創世記」第二章の文言と「エフェソ」の信徒への手紙「第五章を中心として語られているパウロの結婚感にたどり着きます。聖書の結婚の「移ろいやすい」要素を一端捨て、神の国に向かうための普遍的要素として「召命としての結婚」という魅力的な視点が提起され、この観点がこの『報告書』を貫いて行きます。

パウロは結婚における一致(ひとつになること)を、「イエス・キリストが教会を花嫁の様に愛して、教会と一つになる」イメージとの類比で教え、しかも、それは終末論的な「天にある者も地にあるものも、キリストの愛のもとに一つになる」という神秘と重ね合わせられます。この召命は、キリスト者は結婚しろという命令ではなく、結婚しないという選択を否定するものでもありません。そうではなく、「互いに愛し合いなさい」(1ヨハ4:7)という招きに応じた人間が、一人ではなく二人(複数の最小単位)で約束された世界に向かい、様々な助けあいの中で「ひとつになる」と言うキリストの奇跡への招きなのです。それこそ教会が堅持しなければならぬ、結婚のキリスト教的本質だと『報告書』は示唆しています。私には理解できない内容も多いのですが、結局『報告書』が強調するのは、先月、信岡章人先生が見事に教えておられた「キリストを迎え入れ、旅人をもてなし、戸を閉めない」教会の、「結婚」という側面における役割を考えていると思えるのです。

(神戸国際大学)